

## 繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の継続推進について（概要）

（平成30年12月21日 神生総発第267号）

繁華街・歓楽街については、平成18年4月以降、「神奈川県警察歓楽街総合対策推進本部」を設置し、各部門の総力を挙げて総合的な諸対策を継続的に推進してきた結果、その風俗環境に一定の改善はみられるものの、違法風俗営業の潜在化や悪質な客引き行為が依然として後を絶たないほか、スカウト等によるアダルトビデオへの出演強要やいわゆる「JKビジネス」問題等も散見され、風俗環境の悪化が懸念される状況にある。

このような中、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、国内外から多くの来訪者が見込まれていることもあり、誰もが安心して訪れることができる健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の創出が重要となっている。

そこで、繁華街・歓楽街における客引き等迷惑行為の防止及び街並みの改善を図るとともに、風俗関係事犯等や犯罪組織の排除と犯罪インフラの解体等を推進するため、繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策を継続推進する。

### 第1 推進重点

- 1 商店街、自治体等との協働による迷惑行為の防止及び街並みの改善
- 2 商店街、自治体等と連携した犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体等
- 3 風俗関係事犯及び組織犯罪の取締り
- 4 総合的な交通対策の推進

### 第2 推進期間

平成31年1月1日(火)から同年12月31日(火)までの間

### 第3 推進重点地区

推進重点地区として、次に掲げる13地区を指定する。

- 1 都市再生プロジェクト指定地区
  - (1) 関内地区（加賀町警察署管内）
  - (2) 関外地区（伊勢佐木警察署管内）
- 2 警察本部特別指定地区  
川崎駅東側地区（川崎警察署管内）
- 3 警察本部指定地区
  - (1) 横浜駅周辺地区（戸部警察署管内・神奈川警察署管内）
  - (2) 鶴見駅前地区（鶴見警察署管内）
  - (3) 新横浜駅前地区（港北警察署管内）
  - (4) 武蔵溝ノ口駅前地区（高津警察署管内）
  - (5) 横須賀中央駅周辺地区（横須賀警察署管内）
  - (6) 藤沢駅前地区（藤沢警察署管内）
  - (7) 平塚駅前地区（平塚警察署管内）
  - (8) 本厚木駅前地区（厚木警察署管内）
  - (9) 大和駅前地区（大和警察署管内）
  - (10) 相模原駅前地区（相模原警察署管内）